

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

はじめに

生活保護は資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮するひとに対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長するためのものである。その生活保護の利用者が 2012 年には 216 万人を超えて、過去最大の人数になったと大きくとりあげられている。しかしその反面、生活保護を受けることができる生活水準にあるのにも関わらず、実際は受給できていない生活保護の漏給の問題も見過ごすわけにもいけない。生活保護基準以下である世帯で、実際に生活保護を受給している割合の捕捉率が 2 割程度と低い数字になっている。生活保護を受けることができる生活水準にあるのにも関わらず、実際は受給できていないことは解決すべき問題である。生活保護の漏給問題が起こる理由や解決策を考えていきたい。

1 章から 3 章では生活保護の制度とはどういうものか、生活保護法の四つの原理、生活保護現状を述べていく。4 章ではマスコミの生活保護に対する報道、5 章は生活保護に対する行政の対応についてまとめる。6 章では生活保護の漏給の事件についてまとめる。7 章では生活保護の漏給の改善策を考えていく。

1 生活保護とは

生活保護は資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である。

生活保護は現に生活に困っていれば誰でも権利として受けることができる制度である。たとえ、働ける年齢層であっても、住まいのない場合も同じである。年金や就労収入が少ない場合にも、不足分について受けることができる。この制度のおかげで、誰もが安心して暮らしていくことができるため、最後のセーフティーネットとよばれている。

生活保護は贅沢だ、生活保護の方は恵まれている、もっと厳しくすべきであるという意見や批判がある。しかし、生活保護制度や生活保護費は、日本という国の根幹や形態を定めており、「生活保護受給を余儀なくされる貧困層を救う制度」という以上の意味があるということは、あまり知られていない（田川 2012 : 10）。

生活保護という制度や生活保護費に何らかの変更を加えることは、さまざまな部分に影響を及ぼす。なぜなら、生活保護基準は、暮らしに役立つ制度が利用できるかの基準になる。例えば、就学支援の通用基準や公営住宅家賃が安くなる減免基準を生活保護基準の何倍の収入や所得というようにしている自治体が少なくない。また、就学援助の学用品費などの支給金額は生活保護の教育扶助額と連動している。

また、課税基準にも影響し、最低生活費が減額されれば、地方税非課税の上限が引き下がります。

さらに、最低賃金とも密接な関係があり、最低生活費が引き下がれば、最低賃金も連動して引き下がる。最低賃金もまた、憲法第 25 条が定める「健康で文化的な最低限の生活」を保障するという目的に応じて定められているかである。最低賃金が引き下げられることにより、労働のコストは全般的に現在より低く見積もられ、あらゆる層で収入が低減することにもなる。

このように、生活保護基準が引き下げられると、各種制度を利用できる対象者の枠を狭

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

くし、課税世帯を増やし、賃金を引き下げることになり、国民生活全体の水準を引き下げることにもつながる。逆に生活保護基準を引き上げると、生活保護を受けていない人も各種制度を利用できるようになったり、非課税になったり、最低賃金が上昇したりと、生活の向上にもなる。

その生活保護の利用者が 2012 年には 216 万人を超え、過去最大の人数になった。その反面、捕捉率（生活保護基準以下の世帯で、実際に生活保護を受給している世帯数の割合）2 割程度と低い数字になっている。生活保護基準以下の低所得者で生活保護を受給していない人が 80% もいるという事になる。

2 生活保護法の「四つの基本原理」

生活保護法の 1 条～4 条は「基本原理」といわれ、生活保護法の理念を整理している（莊村 2011：100）

① 国家責任による最低生活保障の原理（国家責任の原理）

生活に困窮する国民の最低生活保障を国がその責任において行うことを規定した原理である。また、単に生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するだけでなく、保護を受ける者がその能力に応じ、自立して社会生活を送ることができるように自立助長を図ることも併せて規定している。

② 無差別平等の原理

救護法及び旧生活保護法においては、素行不良な者などについては救護や保護は行わないこととする欠格条項が設けられていた。

しかし、現在の生活保護法は第 2 条において、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と規定し、生活困窮に陥った原因による差別を否定している。

したがってもっぱら生活に困窮しているかどうかという経済的状态に着目して保護が行われる。

③ 健康で文化的な最低生活保障の原理（最低生活の原理）

生活保護法は、日本国憲法第 25 条に規定する生存権保障の理念を具現するための制度であるから、その保障される生活水準は、当然、憲法上の権利として保障されている生活を可能にするものでなくてはならない。このため生活保護法第 3 条において、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と規定されている。

④ 保護の補足性の原理

第 4 条は、「生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。②民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定している。

3 生活保護の現状

日本の生活保護受給者は昭和 26 年の統計開始から最大の 216 万人となった。生活保護に支払われる額は 1 年間で 3 兆円を超え、大きな問題になっている。生活保護が増えたのは、

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

不正受給者が増えたからだと思っている人もいるかもしれないが、全体的な流れから見れば大きな存在ではない。

今日の日本社会では、生活保護を受けることのできるレベルにある人が急増している。そして、実際に生活保護を受給している人は、その中でもごく一部である。現在、生活保護を受けることができるレベルの人は、1000 万人以上と推測られている。2007 年の厚生労働省の調査結果（「生活扶助基準に関する検討会・第 1 回資料」）によると、日本国民の 6～7%は、生活保護の受給条件を満たしていることが判明した。日本国民の 7%とするならば、約 900 万人である。実際に受けている人は 200 万人なので、700 万人が生活保護から漏れているということになる。2010 年度の生活保護の不正受給件数は 2 万 5355 件であるので、生活保護には不正受給の二百数十倍もの漏給（もらい漏れ）があることになる（武田 2012：29）。

図表 1 生活保護の不正受給件数と額の推移¹

年度	H19	H20	H21	H22
生活保護利用世帯数	110,945	1,145,913	1,270,588	1,405,281
生活保護費総額	2兆7006億円	2兆8256億円	3兆0072億円	3兆3296億円
不正受給件数	15,979	18,623	19,726	25,355
（全体に占める割合）	1.44%	1.62%	1.55%	1.80%
不正受給額	91億8299万円	106億1798万円	102億1470万円	128億7435万円
（全体に占める割合）	0.35%	0.39%	0.33%	0.38%

（平成 24 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より）

不正受給の割合からみると、件数ベースで全体の 2%程で、金額ベースでは 0.4%程度で推移している。不正受給は生活保護全体に占める割合にも大きな変化はない。報道にあるような悪質な不正受給も存在しており、そのような悪質な事例に対しては厳しく対応するべきである。しかしそのようなケースは稀である。

図表 2 各国の生活保護利用率・捕捉率の比較 2010 年²

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
人口	1億2700万人	8177万人	6503万人	6200万人	941万5570人
生活保護受給者	119万8957人	793万5000人	574万4650人	574万4650人	42万2320人
利用率	1.6%	9.7%	9.27%	9.27%	4.5%
捕捉率	15.3～18%	64.60%	91.60%	47～90%	82%

（生活保護問題対策全国会議監修『生活保護「改革」ここが焦点だ！』あけび書房 2011 年）

¹平成 24 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より

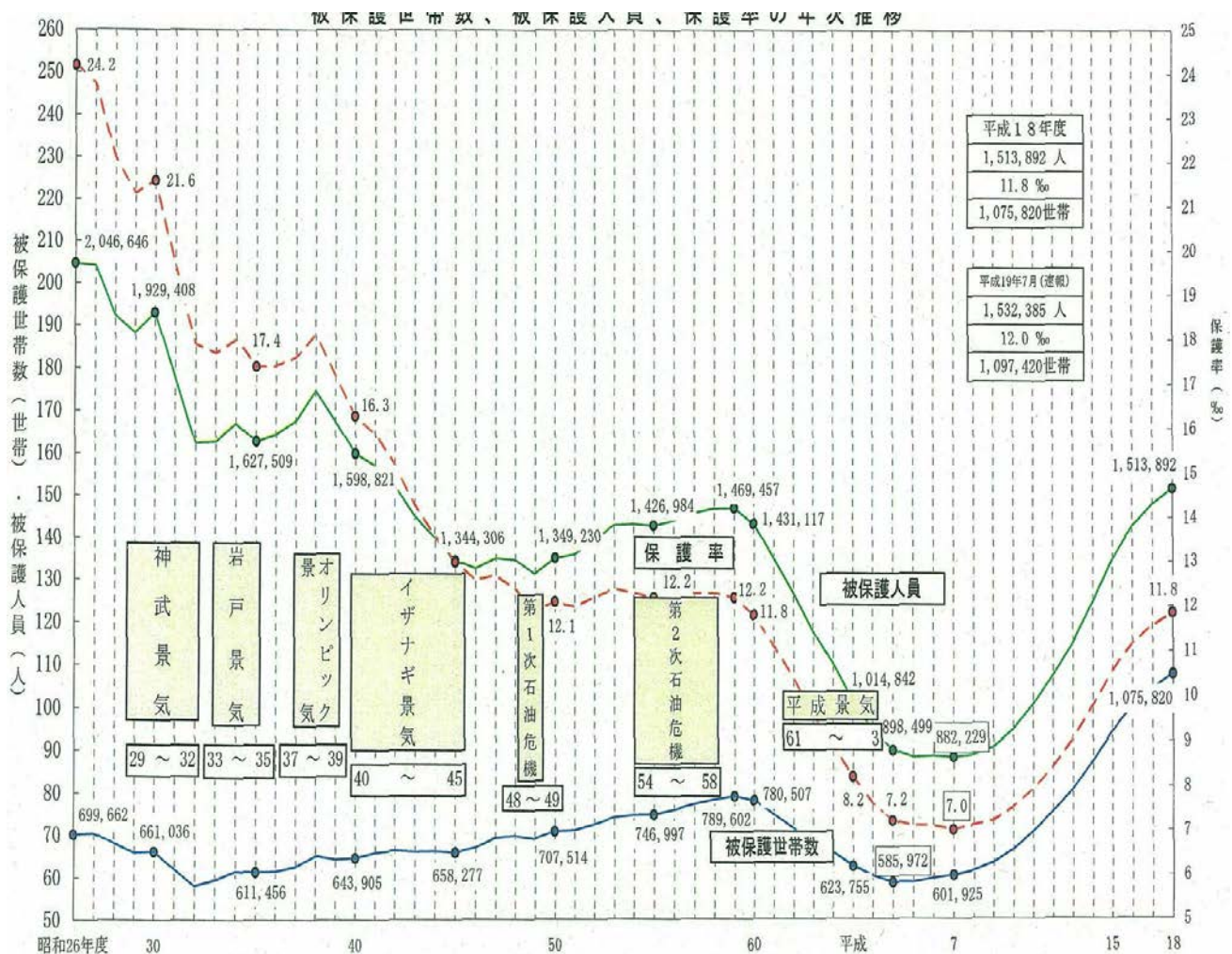
²生活保護問題対策全国会議監修『生活保護「改革」ここが焦点だ！』あけび書房 2011 年

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

日本の生活保護の利用率・捕捉率は、利用率が1.6%で捕捉率が15.3~18%である(表1)。ドイツは利用率が9.7%、捕捉率が64.6%、スウェーデンは利用率が4.5%、捕捉率が82%で、フランスは利用率が5.7%、捕捉率が91.6%である。(小山 2012: 28) 日本の生活保護の利用率、捕捉率ともに先進国諸外国に比べると、きわめて低いことがわかる。このことは、日本は生活保護が必要ない豊かな国というわけではない。制度的にも、心理的にも受けにくいだけである(神田 2013: 18)

図表3 被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移³



生活保護の受給者は1990年代半ばから増加している。(図1太線)これによると被保護人員は1995年の88万人を最低とし、最新値である2012年には211万人になっている。しかしながら、この数値はあくまでも人数を示しているものであり、人口が変化する中では

³ 厚生労働省

<http://www.cao.go.jp/sasshin/shin-shiwake2012/meeting/1117/pdf/1117010203shiryou-10-34.pdf>

生活保護漏給の現状と改善策

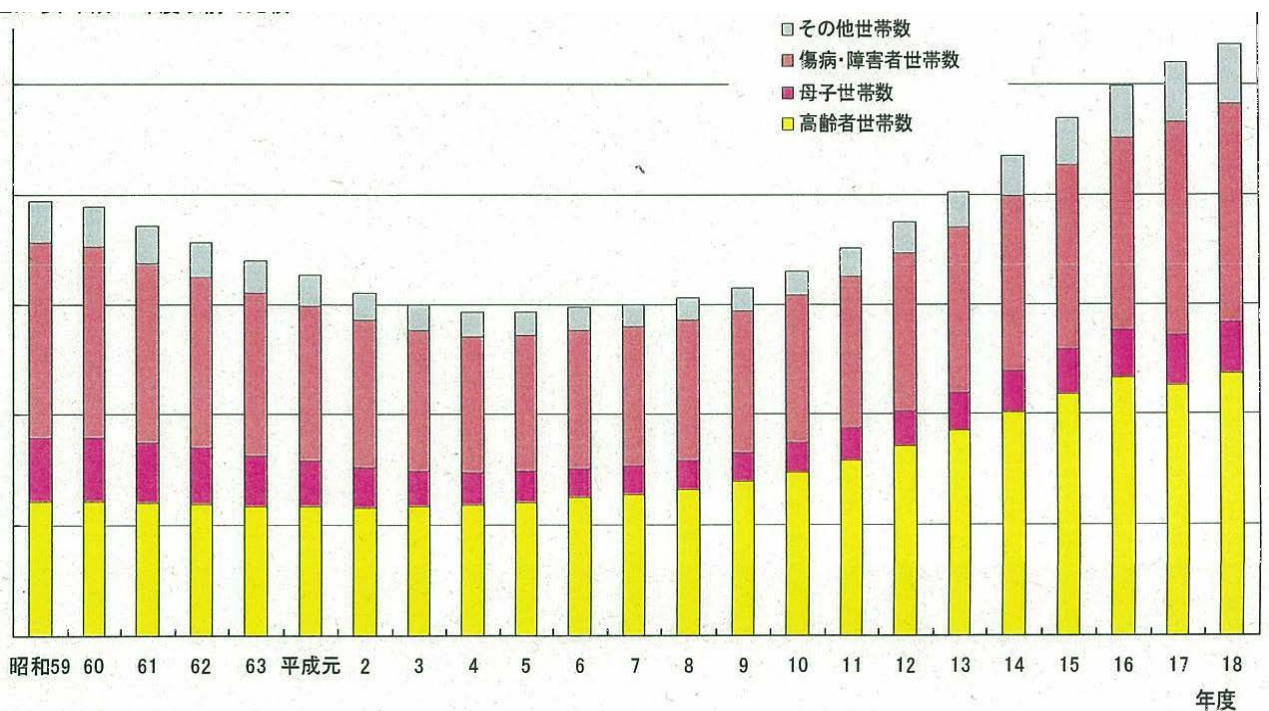
11FF5213 三原昇也

あまり意味を持たない。そこで、人口に占める受給者の割合（保護率）を見る（図 1 点線）。

全人口に占める生活保護受給者の割合は 2012 年の最新値が 1.6%であるが、1951 年 2.4%から 1965 年の 1.659%の間の値に比べると低いので、「戦後最高」というのは間違いである。逆に言えば、1960 年代の急成長迎えるまでは、日本においては現在以上の割合の人々が生活保護を受給していたのである（阿部 2013：22・23）。

図表 4 世帯類別被保護世帯数の推移⁴

	昭和59年度	構成割合 (%)	平成7年度	構成割合 (%)	平成16年度	構成割合 (%)	増加率	
							S59→H7	H7→H16
総 数	787,758	100.0	600,980	100.0	997,149	100.0	▲23.7%	+65.9%
高 齢 者 世 帯	241,964	30.7	254,292	42.3	465,680	46.7	+5.1%	+83.1%
母 子 世 帯	115,265	14.6	52,373	8.7	87,478	8.8	▲54.6%	+67.0%
傷 病 者 世 帯 障 害 者 世 帯	355,251	45.1	252,688	42.0	349,844	35.1	▲28.9%	+38.4%
そ の 他 世 帯	75,278	9.6	41,627	6.9	94,148	9.4	▲44.7%	+126.1%



⁴ 厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/10/dl/s1019-6b_0003.pdf

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

生活保護の保護率を年齢層別に見てみると、生活保護の保護率が一番高いのは70歳以上で2.38%、次が60代2.13%である（国立社会保障・人口問題研究所 HP）。保護率が最も低いのが20～39歳であり、1995年以降上昇しているが、当該年齢の人口の0.47%である。保護率は年齢とともに上昇し、40代では0.9%、50代では1.43%である。この現役年齢層の受給者の多くは母子世帯の母親と考えられるため、母子世帯でない勤労世代においては、生活保護を受給する人はきわめて少ないことがわかる。

生活保護の受給者を年齢別にみると、70歳以上が29.3%、60代が22.6%と高齢者が過半数を占めている。20未満の子どもが15.2%となっている（図2）。近年、生活保護の受給者に働く世代が増えているという印象があるが、20歳から59歳の受給者は全体の32.8%、三分の一にしか過ぎない。貧困率は高齢者ほど高い傾向があるので（内閣府男女共同参画局）、この層の保護率が高いのは当然といえば当然であるが、だとしても、生活保護が高齢者に偏った制度であることは変わらない（阿部 2013：22）。

4 生活保護に対するマスコミの報道

生活保護でよく問題になるのは「濫給」と「漏給」の二つである。濫給は、本来、生活保護を受ける資格がない人が受けているケースで不正受給が代表である。一方、受ける資格があるのに受けていないケースを漏給と呼ぶ。最近は濫給についての報道が多く漏給の報道がほとんどない。お笑い芸人次長課長の河本準一さんの母親の生活保護の受給の報道では不正受給が強調され、受給者、親族や制度そのものが批判された。またその後のニュースやワイドショーの不正受給の特集では「一度もらう二度と働く気がしない」というような言葉を意識的に放映し、生活保護受給者はだらしない人たちというイメージが強調された。アイキャッチは「働かず年収400万円相当」「不正受給で財政圧迫」「正直者がバカをみる」など怒りを煽る言葉が並んだ（生活保護問題対策全国会議 2012：69、70）。あたかも、生活保護を受けることが「悪」という風潮が蔓延しているのが現在の状況である。本当に生活に困っている人までが、生活保護の受給を非難されとしたらそれは間違いである（法律知識普及会 2013：17）。このような報道により生活保護受給者に対して悪いイメージを持った人も少なくないだろう。報道されるごく一部の悪質事例だけ見て、生活保護全体をバッシングすることは、適切ではない。

5 行政の対応

生活保護は原則として申請主義というものがある。申請して初めて生活保護を受ける権利が与えられる。言い換えれば「生活保護は申請しなければもらえない」ということである。自らの意志で申請しなくてはならない。役所から「生活が苦いみたいだから生活保護を受けさせてあげよう」などということはない。地域の世話役などが生活保護を受けるように声掛けがあっても、本人の申請が必ず必要になる（武田 2012：57）。申請しに役所に行っても水際作戦のような違法な対応をされれば生活保護を受けることは難しい。また生活保護制度の周知が十分でなく、そのために、生活保護の利用を躊躇している人も多い（生活保護問題対策全国会議 2012：82）。

生活保護は本来、国の業務だが運用は自治体が任されている。生活保護費用の4分の3は国が出すが、残りの4分の1は実質的に自治体が負担しなければならない。そのため自

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

治体はなるべく生活保護の受給者を減らしたい。だから役所も乱暴な方法で生活保護の受給者を減らしたりもしている。生活保護の受給条件を満たしているのにも関わらず、生活保護を受ける資格がないと嘘を並び立て申請させないようにもしていた（武田 2012 : 20）。また、「子ども放ってでも求職活動しろ」「残飯を拾って食べたらどうだ」など人権や名誉を踏みつぶすような言葉が発せられることもあった（竹下 2006 : 10）。2006 年に日弁連が行った全国一斉電話相談では、福祉事務所に行ったものの生活保護の利用に至らないケースのうち 66%が違法の可能性があるという結果だった。水際作戦と呼ばれる違法な追い返しが全国的に行われていた（生活保護問題対策全国会議 2012 : 29）。水際作戦は次第には正されつつあるが、支援者がいないところでは未だにとんでもない対応もある。また受給後の厳しい職業訓練などで締めつける硫黄島作戦などが苦しめられている（生活保護問題対策全国会議 2012 : 81）。

国と地方の協議の中間取りまとめでは、「漏給防止の徹底」が挙げられているものの「生活保護費の適正支給」の一項目として挙げられるにとどまっている（生活保護問題対策全国会議 2012 : 105）。

兵庫県小野市には「小野市福祉給付制度適正化条例案」というものがある。「小野市福祉給付制度適正化条例案」とは、生活保護を受けているひとがパチンコなどをしているのを見つけたら通報を求めるという内容である。生活保護だけでなく母子家庭を対象とした児童扶養手当を受給している人などもパチンコや競馬、競輪などのギャンブルで浪費したり、不正受給の疑いがある場合、市当局に通報すること「市民の責務」と明記されている。報道によるとギャンブル以外に、極端な飲酒や買い物も通報の対象になると考えられている。これは生活保護を受給する人たちなどへの差別ともとれる条例といえる。

6 生活保護に関する事件

2012 年初頭から全国的な貧困の拡大により餓死、孤独死が各地で頻発する異常な事態になっている。こうした中で 25 年前、生活保護を受けることのできなかった母親が衰弱死し、3 人の子どもが残された事件が発生した札幌市白石区でまたしても、42 歳と 40 歳の姉妹が餓死、凍死するという事件が発生した。姉は生活保護の相談に 3 回福祉事務所に行っていた。姉妹は、申請が認められて生活保護を開始するなど適切な生活保護行政をしていれば命を失うことはなかったかもしれない。国や自治体の生活保護、福祉行政の貧困さ、違法な行政がまねいたことである。

2013 年にも大阪市東淀川区の集合住宅でミイラ化した遺体が見つかった事件で、31 歳の女性が約 4 年前、区役所に仕事がないことを訴え、生活保護の相談をしたが受給には至らなかった。女性は餓死した可能性があるとみられている。生活に困窮した末に死亡した可能性もあるとされている。また、集合住宅の部屋で倒れているのが見つかった母親は病院に搬送時、衰弱して会話が困難な状態だったことも明らかになっている。捜査関係者によると、女性は、2009 年 11 月に 65 歳の母親とともに東淀川区役所を訪問し、「死亡した父親の生命保険金で生活していたが、残りが少なくなってきた」と説明し、貯金が無くなれば生活保護を受けることが可能か、窓口の職員に相談した。母親は「病気で働けない」とも話し、女性が仕事を探しているが見つからないと漏らしていたという。女性は以降、区役所に相談に訪れず、生活保護は受けることができなかった。

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

7 漏給防止のために

生活保護の漏給を防止するために必要な水際作戦の根絶、生活保護制度の広報の強化、劣等処遇、恥だという意識の克服、生活保護行政の適正化という四つのことについてまとめる。

① 水際作戦の根絶

札幌市白石区のケースでは、姉が、3 回にわたって福祉事務所に生活保護の相談に訪れているにもかかわらず、生活保護の受給に至っていない。当該世帯の最低生活費は 184,720 円であるのに対し、少なくとも 3 回目の相談時点の収入は妹の障害年金月額 66,008 円のみである。約 12 万円も最低生活費を下回っているうえ、家賃・公共料金の滞納もある明らかな要保護世帯であった。生活保護申請をする者は申請意思を明確に示すことすらできないこともままあるから、「申請する」という直接的な表現によらなくとも申請行為があったと認められる場合、姉は「生活していけない」と生活保護の相談を持ちかけている以上、申請行為はあったと言える。

一般に福祉事務所職員には、生活保護の相談に訪れた者に対して、保護申請権の存在を助言・教示のうえ、申請意思を確認すべき法的義務があるが、本件の面接員は、当該世帯が要保護であることを明確に認識している以上、より高度の保護申請権の助言・教示義務、申請意思確認義務が認められるにもかかわらず、「高額家賃について教示。保護の要件である懸命なる求職活動を伝えた」と記録されていることからすると、本来保護を否定する理由とはならない住宅扶助基準額を超えたアパートに居住していることを問題視し、保護の開始要件でもない「懸命なる求職活動」を要件であると説明したものと推認される。

そうすると、姉から生活保護の申請があったにもかかわらず、職員は、当該世帯の要保護性の高さを十分に認識しながら、法的に誤った教示・説明を行い、保護の要件を欠くものと誤信させ、保護申請を断念させたものと言える。申請権侵害があったことが明らかであり、しかも、その違法性の程度は極めて高いと言わざるを得ない。

同様の悲劇の再発を防ぐためには、違法な申請権侵害があったことを率直に認めたうえで、すべての福祉事務所の窓口の誰もが手に取れる場所に生活保護申請書を備え置くこと、相談の最初に保護申請書を示し、生活保護は誰でも無条件に申請する権利があること、原則として申請に基づいて開始されるものであること、申請があれば原則として 14 日以内に要否判定し、書面による決定がなされることなどを記載した説明文書を交付したうえで助言・教示するなどの再発防止策を講じるべきである。

② 生活保護制度の広報の強化

情報が限られているため、厳密な判定は困難であるが、いずれのケースも、ライフラインの利用料や家賃の未払いを経ていることからすると、生活保護の利用要件を満たす困窮家庭であった可能性が高いのではないと思われる。生活保護制度の利用によって、経済的な生活の基盤が確保されていれば最悪の事態は防げた可能性が高いと思われる。

しかし、実際に生活保護の窓口で相談に赴いているが受給につながっておらず、それ以外のケースでは相談にさえ行っておらず、生活保護が利用できることを知らなかったか、利

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

用することに対する抵抗感があつたのではないかと推察される。

日本の生活保護の捕捉率は 15.3～18%と極めて低く、その利用率 (1.6%) も先進諸外国 (独 9.7%、英語 9.3%、仏 5.7%) と比べると異常に低い。悲劇の背景には、本来利用すべき人が生活保護制度を利用できていないという、膨大な「漏給」層の存在があると考ええる。近年では、生活保護制度は、不正受給防止のキャンペーンのみが強調される傾向にあるが、生活保護制度が誰もが生活に困った場合の有力な救済手段であることについても、市民に広報を徹底し、その利用を促進すべきである。

③劣等処遇、恥だという意識の克服

生活保護を受けている人、働けない人は、働いている人より低劣な生活しなくてはならないのだろうか。税金により保護されているのだから贅沢を言うな、我慢しろというが生活保護を受給している人は、人間として劣っているのだろうか。恩恵の時代には、貧困は個人の怠惰で劣等な人間だから本人の責任だ、劣った「処遇」は当たり前だと言われてきた。生活保護の受給者はこうした劣等処遇意識と保護を受けることは恥だとするスティグマと本人、家族の恥意識の克服が必要になる。

劣等処遇を脱却し、最低生活の保護から国際的基準になっている、人並みで、十分な生活を保障する。さらには健康権のように最高基準の保障を実現するようになるべきである。

④生活保護行政の適正化

不正受給を防止するために適正化するというが、多くの場合は、本当に必要な人にも保護をうけさせない、必要な人に無理やり自立させようとするものだった。

しかし、適正化しなくてはならないのは行政である。行政こそ憲法、生活保護法を正しく理解し、適正に解釈、運用しなくてはならない。

9 おわりに

1 章で述べたように生活保護とは、生活保護は資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度であり、生活保護は現に生活に困っていれば誰でも権利として受けることができる制度である。たとえ、働ける年齢層であっても、住まない場合も同じである。年金や就労収入が少ない場合にも、不足分について受けることができる。この制度のおかげで、誰もが安心して暮らしていくことができるため、最後のセーフティーネットである。

2 章の国家責任による最低生活保障の原理、無差別平等の原理、健康で文化的な最低生活保障の原理、保護の補足性の原理の生活保護法の四つの基本原理で定められているように、生活に困窮する人に対して人種、信条、性別、社会的身分はもとより生活困窮におちいった原因を一切問わず、憲法で定められた健康で文化的な生活を国の責任において保護しなくてはならない。

しかし、3 章で述べたように現状は日本の生活保護受給者は昭和 26 年の統計開始から最大の 216 万人となった。生活保護に支払われる額は 1 年間で 3 兆円を超えた、2010 年度の生活保護の不正受給件数は 2 万 5355 件もあるといわれているが、その反面不正受給件数の

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

二百数十倍もの漏給がある。日本の生活保護の利用率が 1.6%で捕捉率が 15.3~18%極めて低く、ドイツは利用率が 9.7%、捕捉率が 64.6%、スウェーデンは利用率が 4.5%、捕捉率が 82%で、フランスは利用率が 5.7%、捕捉率が 91.6%である日本の生活保護の利用率、捕捉率ともに先進国諸外国に比べると、きわめて低いことがわかる。膨大な漏給の存在があると考ええる。

4 章では生活保護へのマスコミによる報道についてまとめおり、生活保護受給者に対するマイナスイメージの崩壊が多く生活保護に対して悪いイメージ持つ人が多くなり、生活保護が受けにくくなることが考えられる。5 章では行政の厳しい対応についてまとめている。これもまた、生活保護の漏給の原因になっている。

6 章では生活保護が受給できなくて起きた事件についてまとめている。正確な制度の運用がされていたらこのような事件はおこらない。しかし実際に事例があるということは生活保護の制度が正確に運用がされていない。

生活保護の漏給の原因として生活保護に対する知識不足、マスコミによる生活保護に対する悪いイメージや世間の偏見、行政の厳しい対応（水際作戦や硫黄島作戦）などが考えられる。

7 章で生活保護の漏給の改善策として水際作戦の根絶、生活保護制度の広報の強化、劣等処遇、恥だという意識の克服、生活保護行政の適正化の四つのことを述べている。

生活保護の漏給により命をなくす人もいる。生活保護は安心して生活するには欠かせない制度である。その生活保護がマスコミによる生活保護に対する悪いイメージや世間の偏見、生活保護費を削減するための行政の厳しい対応により、生活保護は利用しにくい制度になり本来、保護を受けることができる人も受けにくくなる。最後のセーフティーネットである生活保護の制度は、生活保護法の四つの基本原理に基づき、水際作戦の根絶、生活保護制度の広報の強化、劣等処遇、恥だという意識の克服、生活保護行政の適正化を改善し、生活に困窮するすべての人が気兼ねなく利用できる制度にするべきである。

<引用文献>

阿部彩 2013 「生活保護への四つの批判—研究からの反論—」埋橋孝文『福祉+α④生活保護』21 - 35 ミネルヴァ書房

神田将 2013 『やさしく案内生活保護の受け方がわかる本』 自由国民社

小山哲 2012 「Q&A：生活保護の誤解と利用者の実像」生活保護問題対策全国会議『間違いだらけの生活保護バッシング—Q&A でわかる生活保護の誤解と利用者の実像—』27 - 28 明石書店

田川英信 2012 「Q&A：生活保護の誤解と利用者の実像」生活保護問題対策全国会議『間違いだらけの生活保護バッシング—Q&A でわかる生活保護の誤解と利用者の実像—』10 - 12、20 - 22 明石書店

武田知弘 2012『生活保護の謎』 祥伝社

竹下義樹・吉永純 2006 『死にたくない—今、生活保護がいきるとき—』 青木書店

神田将 2013 『やさしく案内生活保護の受け方がわかる本』 自由国民社

荘村明彦 2010 『福祉小六法 2011』 中央法規

水島宏明「マスコミによる生活保護報道の問題点」生活保護問題対策全国会議『間違いだ

生活保護漏給の現状と改善策

11FF5213 三原昇也

らけの生活保護バッシングーQ&A でわかる生活保護の誤解と利用者の実像ー』68 - 76 明
石書店

NHK 取材班 2012 『HNK スペシャル生活保護 3 兆円の衝撃』 株式会社宝島社

<参考文献>

厚生労働省

<http://www.cao.go.jp/sasshin/shin-shiwake2012/meeting/1117/pdf/1117010203shiryou-10-34.pdf>

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/10/dl/s1019-6b_0003.pdf